

風車

2024年4月11日発行

Vol 18

町民の住民監査請求 —仁木町が正式に 受理！—



(文責) 仁木町西町
(株)まほろば自然農園
代表 宮下 洋子

6年)4月4日(木曜日)

北 海

住民監査請求 仁木町が受理

再生エネ業務委託

【仁木】町が再生可能エネルギービジョン策定とエネルギー転換実証事業を、宮城県の会社や関連会社に業務委託したのは不当として、町内の農業男性が行った住民監査請求について、町監査委員は請求を受理し



た。5月13日までに監査結果を公表する。

受理は4月2日付。監査請求書によると、両事業の業務委託に関しては、提出書類の不備、利益相反取引となる疑いがあり、町にとって損害に当たると指摘。委託料の返還や支払い中止、佐藤聖一郎町長らによる損害賠償を求めている。

(伊藤圭三)

3月22日、

宮下周平が仁木町に提出した「住民監査請求」は、議会事務局との何回かのやり取りの後、4月2日付けで正式に受理されました。



5月13日までに

「住民監査請求」は、仁木町の監査委員2名によって、監査結果が公表されることになりました。

4月10日、証拠の提出と陳述

請求人（宮下周平）は、希望があれば、証拠（追加）の提出や陳述の機会を与えられるという事で、希望を出して、受理されました。

傍聴は却下

請求人以外の住民の傍聴を希望しましたが、これは監査人の判断に委ねられるという事で、却下されました。本当は公開にして欲しかったのですが仕方ありません。録音も出来ないことになりました。

★住民監査請求とは

地方自治法第242条により、住民は、普通地方公共団体の長や執行機関又は職員についての財務会計上の違法・不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証明する書面を添えて、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずるように請求することができます。

地方公共団体の住民全体の利益を保護することを目的とする制度です。

上記行為により、仁木町に財政上の損害を与え、又は、与える恐れがある場合に行う事が出来ます。監査は、請求のあった日から60日以内に行わなければなりません。